

## Q561. 年俸制の労働者に対して割増賃金を支払う必要はありますか？

年俸制の労働者であっても、管理監督者や裁量労働者でない限り、割増賃金（残業代）を支払う必要があります。

年俸制労働者の残業代の計算方法は、例えば、以下のものがあります。

[モデルケース]

- ・年俸480万円（月額30万円、賞与年1回120万円で契約。）
- ・一月平均所定労働時間数160時間
- ・当月の時間外労働時間22時間

固定されている賞与は除外賃金に該当しないため、上記ケースの賞与120万円は、割増賃金（残業代）算定の基礎に算入する必要があります。

### ①時間単価の計算

$$480万円 \div 12か月 = 40万円$$

$$\text{通常の労働時間の時間単価} = 40万円 \div 160時間 = 2500円/時$$

$$\text{時間外労働時間の時間単価} = 2500円/時 \times 1.25 = 3125円/時$$

### ②割増賃金（残業代）の計算

$$\text{時間外割増賃金} = 3125円/時 \times 22時間 = 6万8750円$$

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成